

こども1型

保障内容			
保障期間			0歳～18歳
入院	事故	1日目から360日目まで	1日当たり 5,000円
	病気	1日目から360日目まで	1日当たり 5,000円
通院	事故	1日目から90日目まで	1日当たり 2,000円
がん診断			50万円
手術（当組合の定める手術）			2万円・5万円・10万円・20万円
先進医療（当組合の基準による）			1万円～150万円
後遺障害	交通事故		1級 13級 300万円～12万円
	不慮の事故（交通事故をのぞく）		1級 13級 200万円～8万円
死亡・ 重度障害	交通事故		500万円
	不慮の事故（交通事故をのぞく）		400万円
	病気		200万円
	重度障害割増（年金払い、最高で10回のお支払い）	1回につき	50万円
犯罪被害死亡（ひき逃げ事故等）（重度障害を含む）			200万円
契約者の死亡	交通事故・不慮の事故 （重度障害を含む）		500万円
	病気（加入・変更後1年未満はのぞく）		50万円
第三者への損害賠償（1,000円は自己負担）			1事故につき 支払限度 100万円

160401

※表中「入院」・「通院」でいう「事故」とは交通事故・不慮の事故をいいます。

※すべての病気による入院・死亡・重度障害が保障の対象となります。

※同一の支払事由について、後遺障害、重度障害、死亡は重複して共済金をお支払いできません。

後遺障害共済金のお支払いの後、これと同一の事故により死亡または重度障害となり共済金が支払われる場合は、既にお支払い済みの後遺障害共済金を差し引いた金額をお支払いします。

※「入院」について入・退院日が同日（日帰り入院）の場合には入院1日とし、入院料の支払いの有無などにより判断します。

※重度障害の範囲および手術の支払基準は当組合の定めによります。一部お支払いの対象とならない手術があります。

※「先進医療」とは厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、届出が受理された病院または診療所において行われるものに限ります）をいいます。

「先進医療」の共済金は、当組合の定めにより支払限度額の範囲内でお支払いします。

※「がん診断」の共済金は、初回掛金をいただいた日の翌日から90日を経過した翌日以降、医師からがんと診断確定された場合に対象となります。

※「犯罪被害死亡」の共済金は、死亡・重度障害共済金に加えてお支払いします。

※「第三者への損害賠償」の共済金には、通算支払限度額があり、同一のお子さまにつき1型は300万円まで、2型は600万円までとなります。

ここでいう「第三者」には同居する親族は含まれません。なお、他保険等にも加入されている場合は、保険金等の合計額が賠償責任額となるよう調整します。